

社労士資料②(退職後の公的医療保険どうする?)

| | |
|---|--|
| 再就職する場合 | ✓再就職先の健康保険に加入 <保険料>標準報酬月額 × 保険料率(労使折半) <自己負担>本人・被扶養者⇒通院・入院3割 |
| 健康保険に2ヶ月以上加入していた場合 | ✓健康保険の任意継続被保険者となる <保険料>全額自己負担(限度あり) <自己負担>本人・被扶養者⇒通院・入院3割 |
| 特定健康保険組合を持つ会社に原則20年以上勤務していた方で、老齢厚生年金を受給できる場合 | ✓健康保険の特例退職被保険者となる <保険料>組合ごとに決定 <自己負担>本人・被扶養者⇒通院・入院3割 |
| 老齢厚生年金を受給できる方で、厚生年金保険の加入年数が原則20年以上ある場合(65歳未満) | ✓国民健康保険の退職被保険者となる <保険料>市区町村による <自己負担>本人・被扶養者⇒通院・入院3割 |
| 収入が一定額未満の場合 | ✓家族の健康保険の被扶養者になる <保険料>被扶養者は負担なし <自己負担>被扶養者⇒通院・入院3割 |
| いずれにも加入できない場合 | ✓国民健康保険に加入 <保険料>市区町村による <自己負担>世帯員⇒通院・入院3割 |

◆公的医療保険を選択する目安

- ①保険料負担が毎月どれくらいになるか
- ②給付の内容

※国民健康保険では、出産手当金や傷病手当金が支給されない(市区町村によっては出産育児一時金や傷病手当金は任意で給付される場合もある)

※人によって、どのパターンがよいかは異なる。そのため、同じ保険料であれば給付内容の充実しているものを、同じような給付内容であれば保険料が安いものを、といった決め方が妥当といえる

◆国民健康保険に加入した場合の注意点

- ✓国民健康保険の保険料は、市区町村によって異なる
- ✓退職後に国民健康保険に加入すると、保険料は高くなりがち
⇒あらかじめ、ご自身のお住まいの市区町村にて保険料や給付内容を確認したほうがよいといえる

社労士資料②(退職後の公的医療保険どうする?)

| | 国民健康保険(市区町村) | | 健康保険 | |
|------|--|--|--|--|
| | 一般被保険者 | 退職被保険者 | 一般被保険者 | 任意継続被保険者 |
| 給付内容 | 療養の給付 入院時食事療養費 療養費 訪問介護療養費 高額療養費 △出産育児一時金 △葬祭費 など | 療養の給付 入院時食事療養費 療養費 訪問介護療養費 高額療養費 △出産育児一時金 △葬祭費 など | 療養の給付 入院時食事療養費 療養費 訪問介護療養費 高額療養費 出産手当金／出産育児一時金 埋葬料 など | 療養の給付 入院時食事療養費 療養費 訪問介護療養費 高額療養費 出産育児一時金 埋葬料 など |
| 給付附加 | なし | なし | あり | あり |
| 期間加入 | その市区町村に住んでいる期間 | 64歳まで | 適用事業所に勤務している場合 | 原則2年 |
| 計算方法 | 市区町村による | 市区町村による | 標準報酬月額×保険料率(労使折半) | 退職時の標準報酬月額か属する健保の標準報酬月額平均のいずれか低い方に保険料率を乗じて計算 |
| 負担 | 本人、被扶養者⇒通院、入院ともに一律3割 (70歳以上は1~3割、義務教育就学前の乳幼児は2割) | | | |

※△は市町村による任意給付